

政務活動費収支報告書

令和 4 年 3 月 31 日

富士宮市議会議長 小松 快造 様

会派名称 無会派

代表者氏名 深澤 竜介

令和 3 年度の政務活動費に係る収入及び支出について、下記のとおり報告します。

記

- 1 収入
政務活動費 281,513 円
- 2 支出



項目	金額 (円)	主たる支出の内訳
資料作成費	0	
資料購入費	0	
会議費	15,165	オンライン研修参加費
事務費	0	
調査旅費	0	
その他経費	0	
合計	15,165	

3 残 額 266,348 円

今年度は新型コロナウイルス感染症のため政務活動費の使用を半額までに節減した。

令和 3 年度 政務活動費現金出納簿

(単位:円)

月	日	項目	内容	収入金額	支払金額	残高
10	29	入金	政務活動費	281,513		281,513
1	28	会議費	オンライン研修「議員が守るべき政治倫理とは」		15,165	266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
						266,348
			合計	281,513	15,165	266,348

収入金額 281,513 円

支出金額 15,165 円

差引残額 266,348 円

令和3年10月29日

令和3年度 無会派（深澤竜介） 年間計画

1. 先進地視察（調査事項）
 - ① 地域医療再生に向けた取り組み（市民活動・公立病院改革等）
 - ② 環境（ごみ減量・省エネ支援事業・自然エネルギー等）
 - ③ 防災・減災（防災教育等）
 - ④ 教育（小規模校対策・先進的自治体・教育振興事業）
 - ⑤ 福祉一般（障害者福祉・高齢者福祉）
 - ⑥ 産業振興（材木を活かした公共施設整備の取り組み）
 - ⑦ 行財政改革（先進自治体）
 - ⑧ 議会改革への取り組み
2. 研修会
 - ① 議員研修・セミナー等への参加
 - ② 各種学会主催の講演会への参加
 - ③ その他
3. 資料等購入
 - ① 議員活動関連書籍等の購入
 - ② 自治体情報月刊誌の購入
 - ③ 市内地図等の購入
4. 事務用品購入
 - ① 筆記用具等・文房具全般
 - ② その他

代表者 深澤竜介
会 計 深澤竜介

第5号様式（第4条関係）

政務活動費交付決定通知書

富行第243号の2
令和3年10月29日

深澤 竜介 様

富士宮市長 須藤 秀 忠

令和3年10月29日付けで申請のあった政務活動費の交付について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

令和3年度交付決定額 281,513円

NO.

収 入 伝 票

項 目	政務活動費
金 額	281, 513 円
内 容	政務活動費 深澤竜介
収 入 先	富士宮市長
収 入 年 月 日	令和3 年 10 月 29 日
摘 要	

支 出 伝 票

項 目	会議費
金 額	15,165 円
内 容	「議員が守るべき政治倫理とは」オンライン研修費
目 的	議員倫理条例を作るにあたり、参考とするための研修「議員が守るべき政治倫理とは」を受講するため
支 出 先	(株)地方議会総合研究所
支払年月日	4 年 1 月 25 日
その他特記事項(参加者・人数等) 深澤竜介 参加費 15,000円 振込手数料 165円 合計 15,165円	

— 領収書等貼付欄 —

領収証

No.

2022 年 1 月 26 日

深澤 竜介 様

金額

¥15,000

内

消費税等

現金

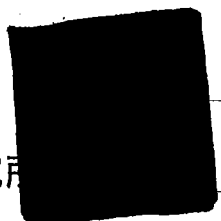
但 1月26日セミナー(オンライン)受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



メニュー



SHIZU-GIN
DIRECT

ログアウト

振込・振替を正常に受け付けました。

引落口座



振込・振替先口座

金融機関名

支店名

科目

口座番号

受取人名

カ) 7744 PW カイソウゴ ウケツキユヅ ヨ

金額

15,000円

引落合計金額

15,165円

(税込手数料 165円)

振込依頼人名

7744 リウスカ

ああ



zuokabank.co.jp



研修参加申請書

		予算項目	会議費
起案	4年1月25日	決裁	4年1月25日
所 属	氏 名		備 考
1	無会派	深澤竜介	
2			
3			
4			
5			
開催日			研 修 名
令和4年1月26日	オンラインリモート 研修会		議員が守るべき政治倫理とは
研 修 目 的			
政治倫理条例を検討するにあたり、基本を学ぶため。			

政 務 活 動 費 用

研修報告書

<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">会派名</td> <td style="padding: 2px 10px;">無会派</td> </tr> </table>		会派名	無会派
会派名	無会派		
研 修 年 月 日	令和4年1月26日		
研 修 名	議員が守るべき政治倫理とは		
参 加 者	深澤竜介		
研修内容 (概要、特色、 効果、課題等)	<p>オンラインで廣瀬和彦氏の「議員が守るべき政治倫理とは」を聴講した。政治倫理条例について、様々な方面からその限界や問題点について解説があった。</p> <p>以下ポイントについて箇条書きする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に選挙で選ばれた議員に政治倫理を求めるのか?という点があるが、しかし現実的には様々な不祥事が度々起こるため、政治倫理条例を制定している自治体が多い。 ・条例制定にあたり、過剰な規制でプライバシーを極端に侵害したり、有為な人材参入を阻害することがないようにする必要がある。 ・政治倫理調査会を設けるところが多いが、第三者による中立性・公平性を持つ必要がある。議員だけで構成するとお手盛りであったり、弱い者いじめが発生する余地があるので、注意する必要がある。 ・政治倫理調査会は、議員からの請求のみでは弱く、住民による調査請求を設置すべきである。 ・調査会は、積極的に調査を行う性格のものではなく、基本的には受動的な機関である。 ・政治倫理条例の適用対象として市長教育長も含めるべきではないか。議員のみというところは、普通はない。 ・府中市の政治倫理条例第4条では、市の工事等の請負契約等の辞退についての記述があるが、罰則規定ではないので、合法である。 ・誓約書を書くことを記述している条例が多いが、法的拘束力はないことを認識しておくべき。 ・政治倫理は正規の議会活動外に対するもの（議会内の活動については、地方自治法134条を根拠として規定）であり、法律外であるので、極論すれば罰則伴わなければ何でも書いていい。 ・セクハラ・パワハラに対して、議会内で、研修を行い、議員が内容を十分理解しておく必要がある。また、セクハラ・パワハラに対して、声をあげることができる制度・対応できる仕組みが必要。 ・議長と議会事務局は上司部下の関係だが、議員と事務局職員とは上司部下の関係にはない。 <p>深澤コメント：現在富士宮市では条例策定中であるが、各ポイントについて参考としていきたい。</p>		